

役員報酬規程

社会福祉法人よさのうみ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よさのうみ福祉会(以下、「法人」という。)の定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35項 1項で定める役員の職務執行の対価として払われる報酬等であって、費用とは明確に区分されるものである。

(3) 費用とは、職務遂行により発生する旅費(交通費、宿泊費を含む)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものである。

(理事の業務報酬等)

第3条 理事長が、法人及び施設、事業所の運営のための業務にあたった場合は、下表により報酬を支払うことができる。

名 称	業務報酬時間額	摘要
理事長業務報酬等	2, 200円	但し、月額 360,000 円を限度とする。

2 理事が、理事会(常任理事会)に出席した場合、又は法人及び施設、事業所の運営のための業務にあたった場合は、下表により報酬を支払うことができる。

名 称	業務報酬額	摘要
理事業務報酬等	5, 000円/回	2時間以内の場合、この半額とする。

3 交通費は、旅費規程に定めた額で支給する。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、法人及び施設、事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	業務報酬額	
監事監査指導報酬等	3, 000円	1時間につき
理事会、評議員会出席	5, 000円/回	2時間以内の場合、この半額とする。

2 交通費は、旅費規程に定めた額で支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料としてタイムカード等を作成するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2016年4月1日より適用する。

2017年6月16日開催の定時評議員会で第9条に基づく改正を承認

この規程は、2023年4月1日より一部改訂する。